

栃木県高齢者支援計画推進委員会設置要綱

（設 置）

第1条 本県における高齢者福祉施策の総合的な推進を図るため、「栃木県高齢者支援計画推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 栃木県高齢者支援計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護保険事業支援計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第56号）の規定に基づく都道府県認知症施策推進計画をいう。以下同じ。）の策定に関する事項
- (2) 栃木県高齢者支援計画に基づく取組の進捗状況の把握及び評価並びに同計画の見直しに関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (4) その他必要な事項

（組 織）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体等の代表
- (2) 福祉関係団体等の代表
- (3) 介護保険の保険者及び被保険者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他関係機関・団体の代表等

（任 期）

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（部 会）

第7条 委員会において、専門的事項を検討するため、以下の部会を置く。

(1) 栃木県認知症施策検討部会

2 部会に属する委員の任期は3年以内とし、十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(事務局)

第8条 委員会及び部会の事務局は、栃木県保健福祉部高齢対策課に置く。

2 委員会の会議のうち、第4条の任期满了後に開催される初回の会議は高齢対策課長が招集し、会長選出までの間、議長となる。

3 部会において検討した事項は、部会後に開催される委員会にて事務局より報告を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31（2019）年1月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6（2024）年6月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和8（2026）年5月20日から実施する。

2 栃木県認知症対策推進会議設置要綱（平成19年7月2日制定）は廃止する。